

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

(利用請求者) 様

外務大臣

利用決定の期限の延長について(通知)

令和〇年〇月〇日付けの特定歴史公文書等の利用請求については、外務省外交史料館利用等規則第15条第3項の規定を適用し、下記のとおり、利用決定の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 利用請求のあった特定歴史公文書等の分類番号・名称
- 2 延長後の期限
- 3 延長の理由

本件連絡先

外務省大臣官房総務課外交史料館 (担当者名)

電話:

E-mail: